

改正

平成21年2月17日告示第9号

令和4年3月31日告示第102号

函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、総合的な治水対策の一環として雨水の有効利用により、その流出を抑制するとともに地下水のかん養を図るため、雨水浸透施設又は雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水浸透施設」とは、屋根に降った雨水を当該住宅の敷地内で地中に浸透させる施設で、別図に定める構造を有するもの及びこれと同等以上の構造を有するものをいう。

2 この要綱において「雨水貯留施設」とは、屋根に降った雨水を貯留して利用するための施設で、別図に定める構造を有するもの及びこれと同等以上の構造を有するものであって、その貯留容積が100リットル以上のものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に敷地面積が1,000平方メートル未満の居住の用に供する住宅（併用住宅及び共同住宅を含む。以下同じ。）の所有者（これから建築しようとする者を含む。）で雨水浸透施設又は雨水貯留施設（以下「雨水浸透施設等」という。）を設置する者とする。

(対象区域)

第4条 雨水浸透施設の設置対象区域は、次に掲げる区域及び指定地を除く町内全域とする。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（上部の区域に限る。）
- (2) 砂防指定地
- (3) 法面の安定性を損なう恐れのある区域

2 雨水貯留施設の設置対象区域は、町内全域とする。

(設置場所)

第5条 雨水浸透施設は、周辺の構造物及び境界から相当程度の距離をおいて設置するものとする。

2 雨水浸透施設は、次に掲げる場所に設置してはならない。

- (1) 雨水の浸透効果が見込めない場所
- (2) 周辺の擁壁等構造物に悪影響を及ぼす恐れがある場所
- (3) その他町長が雨水浸透施設を設置することが不相当であると認めた場所

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該雨水浸透施設等の設置に要する経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表第1の左欄に定める施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

2 補助金の対象となる施設の数は、雨水浸透施設にあつては、別表第2の左欄に定める住宅の建築面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以内の数とし、雨水貯留施設にあつては住宅1棟につき1基とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 雨水浸透施設等配置図
- (3) 雨水浸透施設等の設置費に関する見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(指導及び助言)

第8条 町長は、申請者に対し、雨水浸透施設等の設置について必要な技術上の指導及び助言を行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 町長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、申請内容に変更（中

止、廃止)がある場合、町長に変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出するものとし、町長はこれを審査し、適正と認めるものについては、変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(完了届)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった雨水浸透施設等の設置が完了したときは、完了届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 雨水浸透施設等の設置に係る領収書の写し
- (2) 雨水浸透施設等の設置写真(工事着工前、工事中、完了後)
- (3) 請求書

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条に定める完了届を受理した場合においては、書類審査及び現地調査を行い、適格であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(維持管理)

第13条 補助対象事業者は、雨水浸透施設等の維持管理に当たっては、保守点検及び清掃を定期的に行うものとする。なお、雨水貯留施設については、雨が降ったときには雨水が貯留できるよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成21年2月17日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第102号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

区分		補助金の額
雨水浸透施設	A型	当該工事に要する経費の額 又は6万円のいずれか少ない額
	B型	当該工事に要する経費の額

		又は5万円のいずれか少ない額
雨水貯留施設	浄化槽転用型	当該工事に要する経費の1/2以内の金額 又は8万円のいずれか少ない額
雨水貯留施設	簡易貯留型	当該工事に要する経費の1/2以内の金額 又は5万円のいずれか少ない額

別表第2（第6条関係）

住宅の建築面積	補助金の対象となる雨水浸透施設の数
50平方メートル未満	1基
50平方メートル以上 100平方メートル未満	2基
100平方メートル以上 150平方メートル未満	3基
150平方メートル以上	4基

様式第1号（第7条関係）
 様式第1号（第7条関係）

函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所
 申請者 氏 名
 電 話

函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱第7条の規定により、
 次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

施行箇所	函南町				
住宅の建築面積	平方メートル				
雨水浸透施設 型式及び設置数	型 式	A 型	設 置 数	基	
		B 型		基	
雨水貯留施設	型 式	浄化槽転用型	設 置 数	基	
		簡易貯留型		基	容積 リットル
施行の方法	直営 ・ 請負 （業者名： ）				
着手及び完了 予定年月日	着手	年	月	日	
	完了	年	月	日	
見 積 額	内 訳			金 額	
				円	
	合 計			円	
交付申請額	円				

様式第2号（第9条関係）
様式第2号（第9条関係）

函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金について、次のとおり決定しましたので、函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付条件

様式第3号（第10条関係）
様式第3号（第10条関係）

函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた
函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金について、申請内容を下記のと
おり変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更（中止・廃止）内容

様式第4号（第10条関係）
様式第4号（第10条関係）

函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金
変更（中止・廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金の変更（中止・廃止）について承認したので、函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

なお、函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金については、次のとおり変更（中止・廃止）決定します。

1 補助金交付決定額

補助金交付決定額に変更なし。

補助金交付決定額を変更します。

変更前 円

変更後 円

様式第5号（第11条関係）
 様式第5号（第11条関係）

完 了 届

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所
 氏 名
 電 話

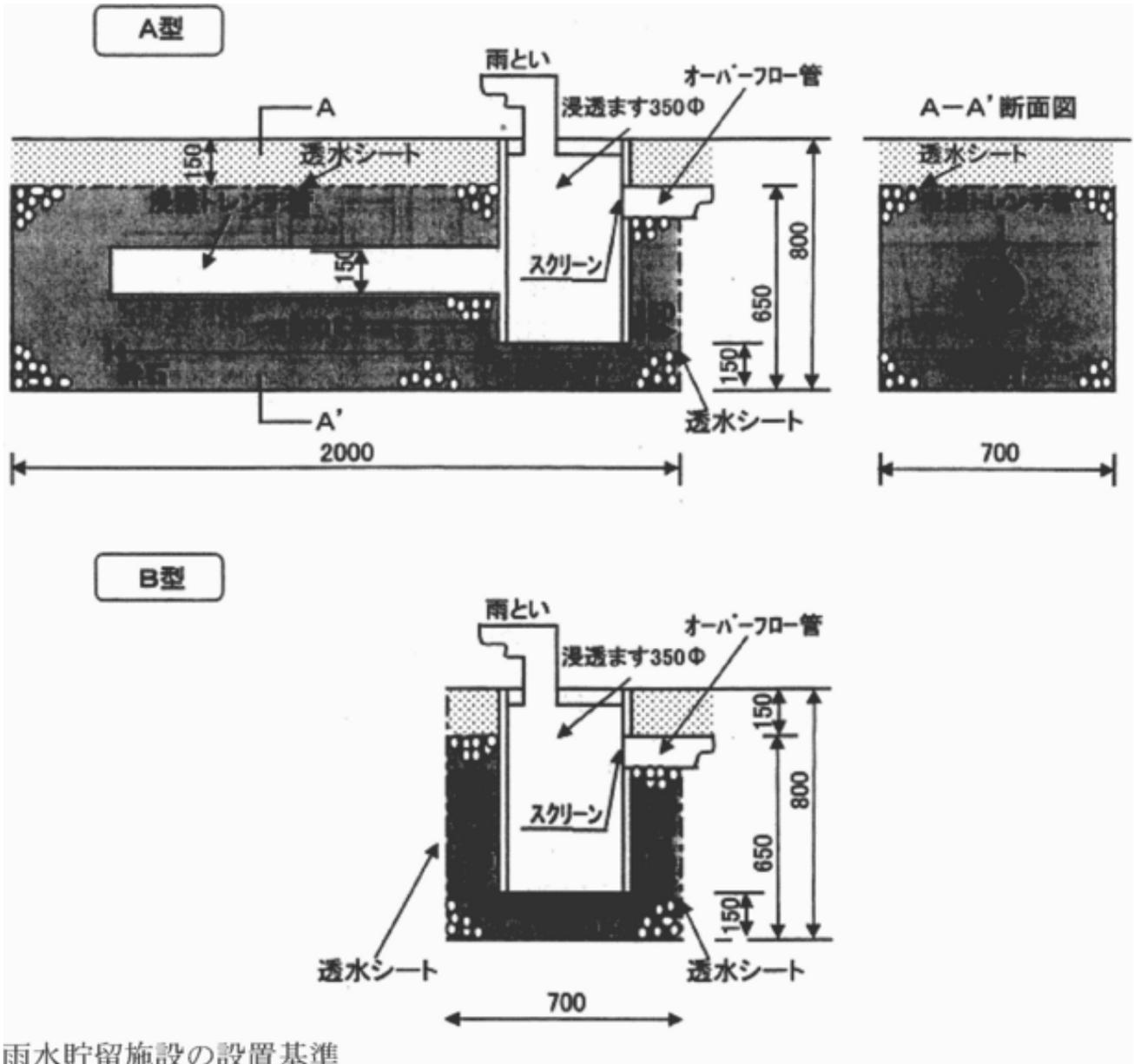
年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた雨水浸透施設・雨水貯留施設の設置が完了しましたので、函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

施行箇所	函南町				
住宅の建築面積	平方メートル				
雨水浸透施設 型式及び設置数	型式	A 型	設置 数	基	
		B 型		基	
雨水貯留施設	型式	浄化槽転用型	設置 数	基	
		簡易貯留型		基	容積
施行の方法	直営 ・ 請負 （業者名： ）				
着手及び完了 年 月 日	着手	年	月	日	
	完了	年	月	日	
経 費	内 訳			金 額	
				円	
	合 計			円	

別図（第2条関係）

構造図（単位：ミリメートル）

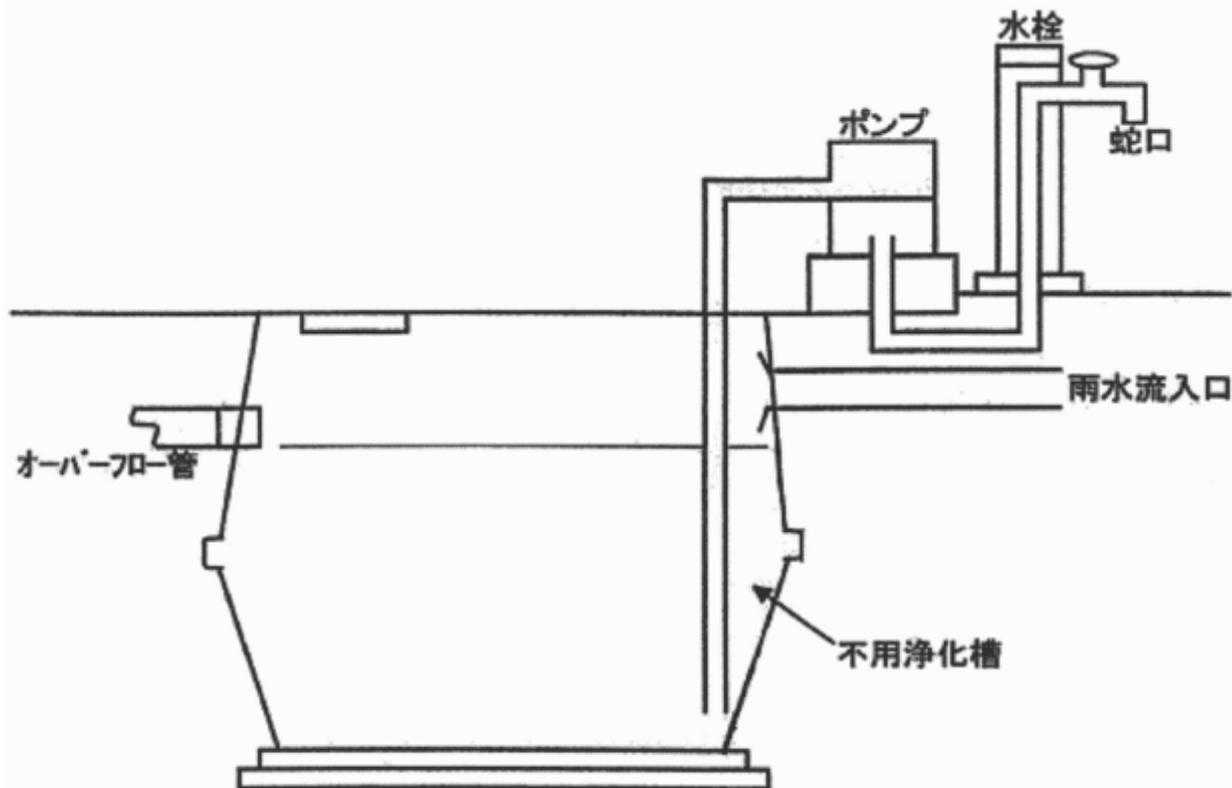
雨水浸透施設の標準構造図



雨水貯留施設の設置基準

浄化槽転用型

公共下水道への接続により、不用になった浄化槽を転用したものに限ります。施設には雨水の取り入れ口とそれを汲み出すポンプ等の設備が必要です。



簡易貯留型

雨水を貯留して利用するための雨水貯留槽(浄化槽転用施設を除く)及びこれに係る水栓を備えたものに限ります。又この施設が転倒しないよう安全を確保してください。

